

新型コロナウイルス感染症の拡大により
影響を受けている

砂川市民の みなさまへ

休業、無給、減給などによる今後の生活への不安や生活資金不足、納税や保険料の納付などでお困りのみなさまへの国や北海道、砂川市で各種支援を実施しています。

給付金など

一人あたり
10万円 すべての方みなさまに

児童一人あたり
2万円 子育て世帯

平均賃金の
80%補償 業務や通勤などで発症

感染・感染の疑いで無給や減給になった

収入減で家賃が払えない

収入減で学費が払えない

貸付

主に休業された方等向け

最大
20万円

主に失業された方等向け

単身世帯
月**15万円**以内

複数世帯
月**20万円**以内

休業・失業などで生活資金に不安
生活福祉資金の貸付

猶予

納税が今は厳しい（固定資産税・市民税など）

国民年金保険料などが払えない

水道料金などの支払いが厳しい

詳細は裏面をご覧ください



砂川市ホームページ 新型コロナウイルス感染症関連情報

砂川市 コロナ 関連情報

https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/kenkou_fukushi/hoken_iryuu/koronawiruskanrenjyouhou.html

砂川市作成（2020年5月18日作成）



〈新しい生活様式を实践しよう〉

新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取入れた生活様式を实践していく必要があります。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものです。

具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要です。市民の皆さん一人ひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながります。



砂川市民のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援の一覧 5月20日時点

給付金など

すべてのみなさまに

子育て世帯

業務や通勤などで発症した

感染・感染の疑いで無給や減給になった

収入減で家賃が払えない

収入減で学費が払えない

特別定額給付金

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て支援給付金

労災保険の休業補償

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金の支給

住居確保給付金の支給対象範囲拡大

道営住宅の提供

学生支援緊急給付金

高等教育修学支援新制度

高校生等奨学給付金（公立高校・私立高校）

一人あたり
10万円

住民基本台帳に記録されている全国すべての方に対して、迅速かつ確実に家計への支援を行うため、**一人あたり10万円を給付**します。

児童一人あたり
1万円

児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、国では、**対象児童一人あたり1万円を給付**します。

児童一人あたり
1万円上乗せ

子育て世帯への臨時特別給付金を受給する世帯に対し、国の給付金と同額を**市独自に上乗せ**をして、**対象児童一人あたり1万円を給付**します。

平均賃金の
80%補償

業務または通勤に起因して新型コロナウイルス感染症を発症したものと認められる場合には、**労災保険給付の対象**になります。

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方（給与の支払いを受けている方に限る）が新型コロナウイルス感染症に感染したり、感染が疑われたりして療養のために働くことができず無給や減給になった場合に、傷病手当金を受け取れる場合があります。

休業などによる収入減少で住居を失うおそれのある方に対し、家賃相当額（上限あり）を支給します。
対象：離職・廃業後2年以内 / 給与等を得る機会が該当個人の責に帰すべき理由・都合によらずに減少し、離職や廃業と同程度の状況にある人

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用先からの解雇に伴い、現に居住している社宅などから退去を余儀なくされる方、またはその同居親族に該当する方に道営住宅を提供します。

一人あたり
10万円 うち住民税非課税世帯の学生
20万円

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている方で、アルバイト収入が大幅に減収し、就学の継続が困難になっている学生等に一人あたり10万円を給付します。

予期できない事由により家計が急変し、世帯（父母など）の収入が減った場合、授業料など減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。

家計急変世帯に対して、授業料以外の教育に必要な経費を給付します。

貸付

休業・失業などで生活資金に不安

生活福祉資金の貸付

緊急小口資金
主に休業された方など向け

総合支援資金（生活支援費）
主に失業された方等向け

最大

1世帯1回 **20万円**

据置期間：貸付日から1年以内

返済期間：据置期間経過後2年以内

単身世帯
万円
月**15**以内

複数世帯
万円
月**20**以内

据置期間：貸付日から1年以内

返済期間：据置期間経過後10年以内

貸付期間：原則3か月、最長12か月以内

猶予

納税が今は厳しい

国民年金保険料などが払えない

水道料金などの支払いが厳しい

市税・道税・国税の納税など猶予

国民年金保険料免除・納付の猶予

上下水道料金の支払いの相談

市税や道税、国税を一時的に納付できない事情のある方については、「徴収猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。

失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方など一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件に該当する方は、国民年金保険料の免除や納付の猶予が適用できる場合があります。

上下水道料金の支払いの相談を水道企業団で受けています。

特別定額給付金事務局
☎ 54-2121

子育て支援係
☎ 54-2121

滝川労働基準監督署
☎ 24-7361

保険係
☎ 54-2121

保護係
☎ 54-2121

空知総合振興局建設指導課
☎ 0126-20-0068

申請先は通っている大学等を予定
※国公立大学、大学院、短大、高専、専門学校（日本語教育専門機関を含む）

（独）日本学生支援機構
奨学金相談センター
☎ 0570-666-301

公立：教育庁高等教育課
☎ 011-204-5760
私立：北海道庁学事課
☎ 011-204-5066

社会福祉協議会
☎ 52-2588
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
☎ 0120-46-1999

市税：納税係
☎ 54-2121
道税：空知総合振興局納税課
☎ 0126-20-0055
国税：札幌国税局猶予相談センター
☎ 0120-291-675

戸籍年金係
☎ 54-2121
日本年金機構砂川年金事務所
☎ 28-9002

中空知広域水道企業団
☎ 53-3831